

仁木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

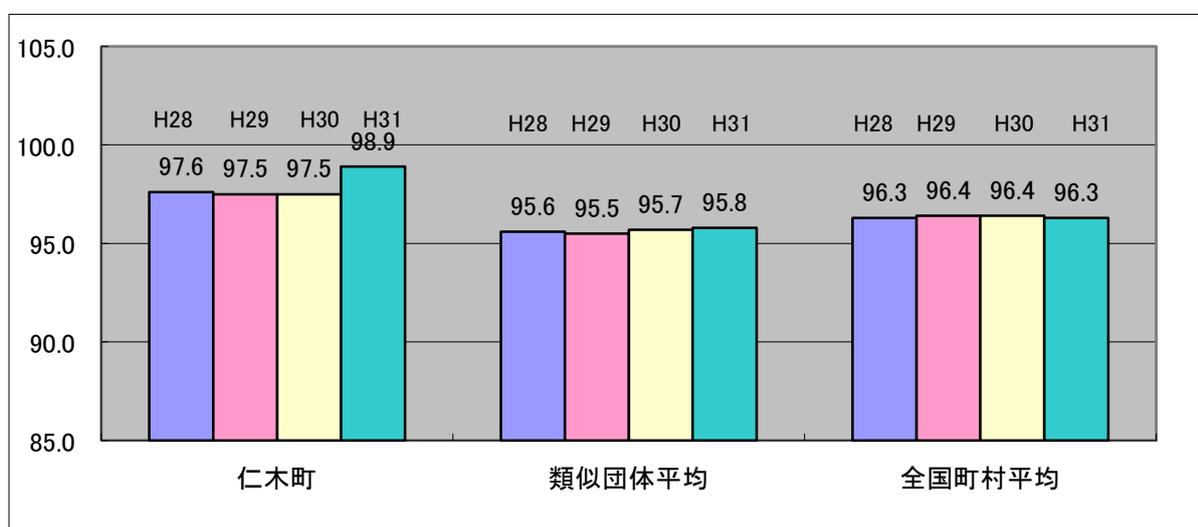
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	3,386人	3,279,728千円	31,884千円	564,666千円	17.2%	11.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	62人	225,185千円	38,994千円	89,605千円	353,784千円	5,706千円	5,429千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。教育長は含みません。
 3 給与費については、再任用短時間職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与制度の改定・運用については、これまでも国と同様の措置を行ってきているが、H31については職員構成が変動したことにより1.4ポイントの上昇となった。これは、職員数の少ない団体に見られる傾向であるため、引き続き国と同様の給与制度の運用を図っていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

〔実施〕

実施内容

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。若年層については据置き。

高齢層については最大4.0%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

本町は地域手当非該当

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
仁木町	41.2 歳	308,500 円	381,827 円	349,064 円
北海道	43.7 歳	325,700 円	392,414 円	369,045 円
国	43.4 歳	329,423 円	— 円	411,123 円
類似団体	40.4 歳	294,223 円	344,020 円	323,330 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

②技能労務職

該当職種はありません。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		仁木町	北海道	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	253,800 円	348,600 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	289,700 円	— 円	390,600 円

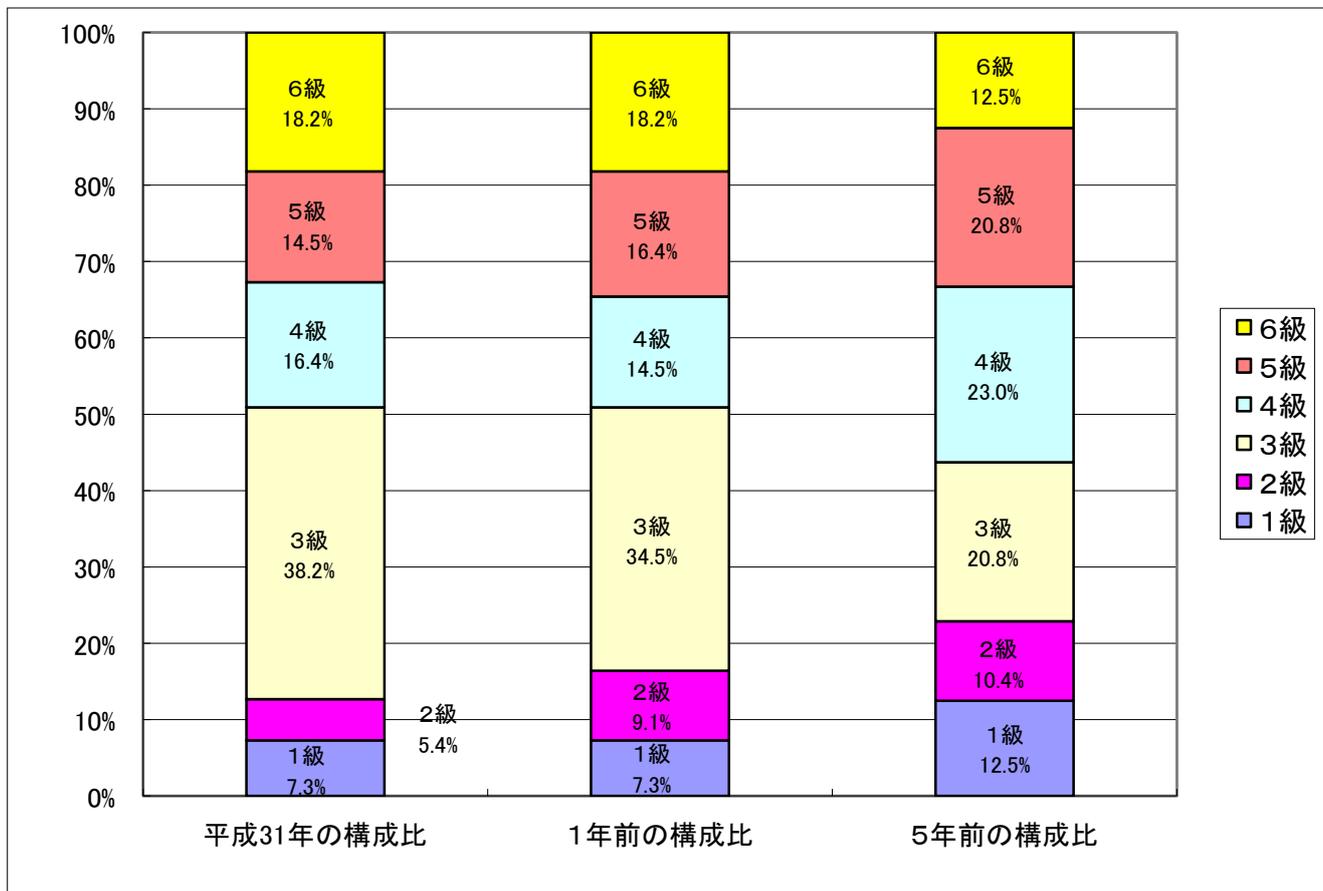
(注) 各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

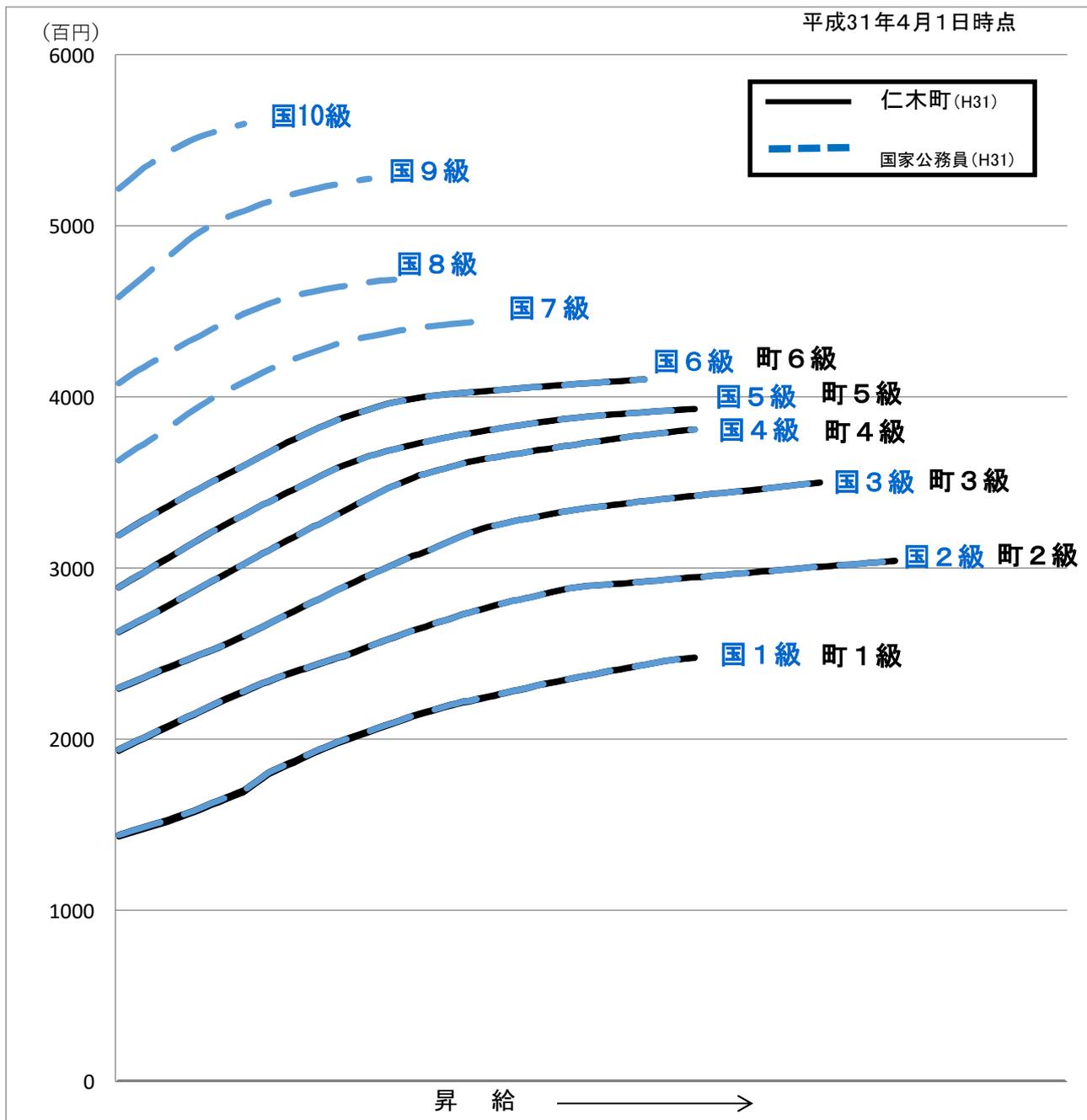
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	主事・技師	4人	7.3%	144,100円	247,600円
2級	主事・技師	3人	5.4%	194,000円	304,200円
3級	係長・主査・主任	21人	38.2%	230,000円	350,000円
4級	課長・主幹・係長・主査	9人	16.4%	263,000円	381,000円
5級	課長・主幹	8人	14.5%	288,900円	393,000円
6級	課長	10人	18.2%	319,200円	410,200円
	計	55人	100.0%		

- (注) 1 仁木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（仁木町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（適用）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	仁 木 町		北 海 道		国	
1人当たり平均支給額 (平成30年度)	1,402千円		1,687千円		—	
支給割合 (平成30年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.6月 (1.45月)	1.85 (0.9月)	2.6月 (1.45月)	1.85 (0.9月)	2.6月 (1.45月)	1.85 (0.9月)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・3級 5% ・4～6級 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）（仁木町）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（適用）	△		△	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

区分	仁 木 町		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年	
勤続年数	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～30%加算)		定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
一人当たり平均支給額	10,753千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 非支給

(4) 特殊勤務手当 平成18年度より全廃

(5) 時間外勤務手当

平成30年度	支給実績	10,869 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	242 千円
平成29年度	支給実績	9,852 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	201 千円

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容	支給月額単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同		7,173千円	193,851円
	子	10,000円				
	子以外	6,500円				
	特定期間（16歳～22歳）の加算	5,000円				
住居手当	持ち家（制度廃止）		同		8,836千円	210,389円
	借家	支給限度額 27,000円	同			
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000円	同		597千円	42,631円
	自家用車等利用	支給限度額 24,500円	同			
管理職手当	課長職	支給月額 41,000円	異	役職により支給額は異なる	7,309千円	304,544円
	主幹職	支給月額 32,000円				
宿日直手当	日直1日 4,400円		同		537千円	9,760円
管理職特別勤務手当	週休日等 1回 6,000円 ※6時間超の場合は、150/100を乗じて得た額 平日深夜 1回 3,000円		異	国：役職に応じ3,000円～12,000円	189千円	7,875円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	636,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	562,000円	827,000 円/	498,000 円
報酬	議長	239,000円	316,000 円/	186,300 円
	副議長	193,000円	253,000 円/	129,600 円
	議員	160,000円	230,000 円/	109,000 円
期末手当	町長	(平成30年度支給割合) 4.45月分		
	副町長	(平成30年度支給割合) 4.45月分		
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×512.6/100	(1期の手当額) 13,040,544円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×323.4/100	7,270,032円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

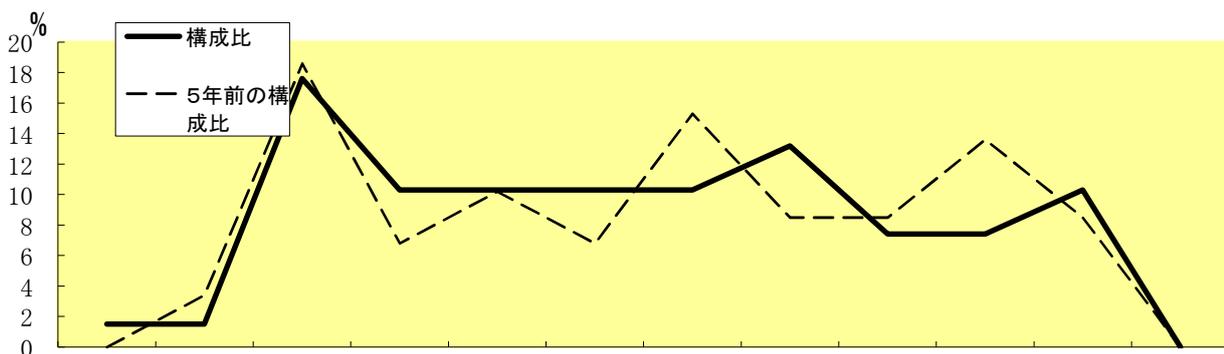
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通 会計 部門	一般行 政部門	議 会	2	2	0	
		総務企画	22	20	▲ 2	業務量の精査
		税 務	4	4	0	
		民 生	7	9	2	欠員補充、業務量の精査
		衛 生	7	7	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	6	6	0	
		計	56	56	0	<参考> 人口 1万当たり職員数 168.62人 (類似団体の人口 1万当たり職員数 192.18人)
		教育部門	6	7	1	短時間職員を常勤職員としたことによる
	小 計	62	63	1	<参考> 人口 1万当たり職員数 189.70人 (類似団体の人口 1万当たり職員数 225.77人)	
公営企業等 会計部門	水道	2	2	0		
	その他	2	3	1	業務量の増	
	小 計	4	5	1		
合 計			66 [110]	68 [110]	2 []	<参考> 人口 1万当たり職員数 204.76人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	1人	12人	7人	7人	7人	7人	9人	5人	5人	7人	0人	68人

(注) 職員数に教育長は含みません。

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	48	52	56	58	56	56	8 (16.7%)
教 育	8	7	7	7	6	7	△1 (△12.5%)
普 通 会 計 計	56	59	63	65	62	63	7 (12.5%)
公 営 企 業 等 会 計	4	4	4	4	4	5	1 (25.0%)
総 合 計	60	63	67	69	66	68	8 (13.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(H26までは教育長を含みます。)